




労働安全衛生法の 健康診断について

 八王子労働基準監督署
安全衛生課



労働安全衛生法の一般健康診断の種類について

1 雇入時の健康診断

雇入の直前・直後(明確な定義がないため、社会通念上、妥当な期間内に実施すべきです。)に実施するもの。

2 定期健康診断

1年以内ごとに1回、定期に実施するもの。

3 特定業務従事者の健康診断

労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務に常時従事する労働者に対し、「同業務への配置換え時」及び「6か月以内ごとに1回、定期に」実施するもの。

4 海外派遣労働者の健康診断

労働者を海外へ6か月以上派遣する場合に、派遣前と派遣後に実施する健康診断

5 給食従業員の検便による健康診断

事業場附属食堂、炊事場で給食の業務に従事する労働者に対し、雇入の直前・直後、同業務への配置換え時に行うもの。



労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務について

特定業務従事者の健康診断の対象となる労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務は全部で14種類ありますが、今回の講習を受講されている方で想定される業務は「深夜業を含む業務」と思われます。

「深夜業を含む業務」とは就業時間(残業等含む)に午後10時から午前5時までの間における勤務が含まれていることを指しています(午後10時から午前5時までの間に勤務した時間数の長短は関係ありません。)

特定業務従事者の健康診断の対象は労働安全衛生規則第13条第1項第2号の業務に常時従事する労働者となっております、

「深夜業に常時従事する労働者」については、常態として深夜業を1週1回又は1か月に4回以上行うこととされています(昭和23年10月1日基発1456号)。



雇入時・定期健康診断の対象となる短時間労働者について

雇入時・定期健康診断の対象は**常時使用する労働者**になりますが、**以下の2つの要件**を満たす**短時間労働者**も対象になります。

1 契約期間に関する要件

「**契約期間の定めがない**」OR「**契約期間が1年以上**」OR「**契約更新により1年以上雇用される予定**」OR「**実際に1年以上雇用されている**」

2 労働時間に関する要件

1週間の労働時間が「**同種の業務に従事する通常の労働者**（正社員など）の1週間の労働時間」の**4分の3以上**

※上記1の要件に加え、上記2の要件における「**4分の3**」の部分「**2分の1**」に読み替えた要件に該当する労働者については、健康診断の**実施が望ましい**です。



雇入時・定期・特定業務従事者の健康診断の項目について

雇入時・定期・特定業務従事者の健康診断の項目は同一で、内容は以下のとおりですが、**省略基準**（※雇入時は省略できない）が異なります。

- 1 既往歴および業務歴の調査
- 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 4 胸部X線検査及び喀痰検査
- 5 血圧の測定
- 6 貧血検査(血色素量、赤血球数)
- 7 肝機能検査(GOT、GPT、 γ -GTP)
- 8 血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)
- 9 血糖検査
- 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
- 11 心電図検査

※定期健康診断と特定業務従事者の健康診断の項目が同一のため、両健康診断の実施時期が重なるときは**重複して実施する必要はありません**。



健康診断の項目の省略基準について(省略は医師の判断)

1 定期健康診断

身長

「20歳以上」

腹囲

「40歳未満(35歳除く)」、「妊娠中の女性(腹囲が内蔵脂肪の蓄積がないと診断された場合)」、「BMIが20未満」、「測定した腹囲を自己申告した者(BMI22未満に限る)」

胸部X線

「5の倍数を除く40歳未満(病院等勤務者、粉じん業務従事者等は例外あり)」

喀痰

「胸部X線で病変が発見されない者」、「胸部X線で結核発症のおそれがないと診断された者」、「胸部X線検査の省略基準に該当する者」

貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図

35歳を除く40歳未満

聴力

省略ではなく、35歳及び40歳を除く45歳未満の者であれば、「1,000Hz及び4,000Hzの純音を用いるオーディオメーターによる検査」から「医師が適当と認める検査方法」へ変更が可能。



健康診断の項目の省略基準について(省略は医師の判断)

2 特定業務従事者の健康診断

定期健康診断の省略基準に加え、以下の省略が可能。

胸部X線(+喀痰)(※医師の判断不要)

1年以内に1回、定期に実施している場合(年2回のうち1回実施する)

貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図

前回(6か月以内)に実施している場合

聴力

省略ではなく、前回(6か月以内)に実施している場合は「1,000Hz及び4,000Hzの純音を用いるオーディオメーターによる検査」から「医師が適当と認める検査方法」へ変更が可能。

健康診断の事後措置

※常時50人以上の事業場は定期健康診断結果報告書の提出をお願いします。

会社（事業者）

健康診断結果の受領

健康診断結果を通知

労働者

健康診断個人票を作成し、5年間保管する。

必要に応じ、二次健康診断などを受診

医師等に就業上の措置に関する意見を健康診断個人票へ記載してもらう（**異常の所見がある場合**）。

※常時50人未満の事業場は地域産業保健センターで、無料で実施できます（利用回数に制限あり。）。

就業上の措置を決定する（**労働者の了解を得られるよう努める。**）

※「就業上の措置に関する意見」とは、「食生活の改善」等の私生活に係ることではなく、所見（異常等）が仕事に影響するか、しないかといった就労の可否等について意見をもらうことです。

一般的には、異常はあるけれど普通に就労してもいい「通常就労可」、異常が仕事に影響あるので配置転換等の配慮をしたほうが良い「就業制限」、仕事をさせずに治療等をさせたほうが良い「要休業」、の3つの区分で判定されることが多い。

健康診断でよくある質問について

1 健康診断の費用

健康診断は労働安全衛生法で事業者に実施を義務付けていることから、**事業者で負担すべきものです。**

ただし、労働者が事業場の実施する健康診断を受けず、他の医療機関等で健康診断を受け、その結果を事業場に提出した場合は除きます。

2 健康診断受診時間に対する賃金

労働時間とするか否かは労使で協議して決定するものですが、事業の円滑な運営のため、労働者の健康確保は不可欠ですから、**労働時間と扱うことが望ましい**です。

ただし、今回説明していない**特殊健康診断**(有機溶剤、特定化学物質等の有害業務に係るもの)の場合は**労働時間**となります。

健康診断でよくある質問について

3 休業中の労働者に対する定期健康診断

健康診断の実施すべき時期に、育児休業、療養等により休業中の場合は、定期健康診断を実施しなくても差支えありません。

この場合、労働者の休業終了後、速やかに定期健康診断を実施してください（平成4年3月13日基発115号）。


4 前回の定期健康診断から1年を過ぎた場合の対応

健康診断は1年以内毎に1回、定期に実施する必要があるため、前回の健康診断から1年を過ぎた場合は早急に健康診断を実施してください。

なお、「定期」とは「毎年一定の時期に」という意味で、その時期は各事業場で適宜定めることとなります。



おわり

 八王子労働基準監督署
安全衛生課